

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

先月号のメルマガでも弁護士伊山正和による**注意指導のセオリー**がダントツの人気記事でした。

日常の顧問業務等でも、確かに注意指導の仕方に悩まれている方は多いです。

せっかくなので、復習から。

- ① 「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。
- ② 「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

これを頭に叩き込み、リンク先で無料提供している**注意指導書のひな形**をご活用ください。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID})

それでは、今月号のメルマガを始めます。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

-
- 【1】皆様への情報提供
-

◆労務◆

【従業員の懲戒処分には紛争のリスクがたくさん隠れています】

無断欠勤、理由のない遅刻・早退の繰り返し、独断専行、セクハラ・パワハラ行為など、問題行動に及ぶ従業員がいると、組織としての規律が保てないだけでなく、真面目に働く大多数の従業員のやる気を削いでしまうので、どうにかして対処したいお悩みごとの一つと思います。

こういった問題のある従業員は、いっそのこと解雇してしまいたい、という考えが出てくることもごもつともです。しかし、ひとたび雇用した従業員の地位は、法律と裁判例によって強力に保護されます。何度も何度も繰り返して改善するよう努めたけれども改まる見込みがなく、このままでは会社にとっても害が生じることがハッキリと見えなければ、いわゆる問題社員であっても、裁判にまで持ち込まれば、解雇無効との判断が出てしまうことがほとんどです。

会社にとっては、その従業員に問題があることは実体験としてハッキリしており、他の従業員も心底迷惑していることでしょう。しかし、問題社員のほとんどは、自分に問題があるとは少しも思っていない。そのため、「自分は全く悪くない」などという主張で裁判にまで持ち込まれた際には、その従業員にどれだけ問題があったのか、会社がどれほど頑張って注意指導を繰り返したのか、そして他の従業員がとも迷惑しているということをもれなく「証明」する必要に迫られます。

ではこの「証明」は、どうやって行うのでしょうか。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=830?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=830?zc_cid=${CONTACTID}$)

【労働基準関係法令違反に係る公表事案】

厚生労働省労働基準局監督課が、令和3年8月1日～令和4年7月29日公表分の労働基準関係法令違反に係る公表事案を集約しました。

やはり労働安全衛生法関係（事故や安全対策の不備）が多いです。

事案概要を見て思い当たるようなものがあれば、他山の石として活用してください。

[https://www.mhlw.go.jp/content/000958620.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.mhlw.go.jp/content/000958620.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

【残業代】

「うまい棒」で有名な菓子メーカーで違法な長時間労働があったということで、労働基準監督署が会社と社長を書類送検しました。月120時間を超える残業もあったようです。いわゆる過労死ラインは、

- ・発症前1か月間に100時間
- ・発症前2～6か月間にわたって80時間

が一つの目安になります。

残業代の時効は3年。近い将来5年になる予定です。残業代請求を受けた場合、下記記事を参考にしてください。すぐにご相談ください。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=599?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=599?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆会社法◆

【委任状争奪戦（プロキシーファイト）】

多額の債権の取立不能等が生じた OKWAVE 社の臨時株主総会は、株主提案が承認され、新社長が就任しました。

この臨時株主総会では、会社側と株主である A 氏との間で激しい委任状争奪戦が繰り広げられました。

例えば、会社側は議決権を行使した株主に対して QUO カードを交付することとし、この行為について、A 氏は、会社法 120 条 1 項（株主に対する利益供与）違反を指摘しました。それに対し、会社は QUO カードの交付と会社議案への賛成とを結びつけているものではないとして反論していました。

また、A 氏による当時の経営陣の善管注意義務違反に関するインターネット上の投稿に対し、会社は、金融商品取引法施行令 36 条の 4 を引用し、委任状勧誘規制に違反すると主張していました。

ちなみに、金融商品取引法施行令 36 条の 4 の条文は次のとおりです。

「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」

なお、発端となった債権の取立不能等については、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って第三者委員会が立ち上げられています。

冒頭の臨時株主総会では総会検査役も選任されており、最終的に A 氏の勝ちとなり、QUO カードの交付も中止となりました。

【上場企業のコーポレート・ガバナンス調査】

日本取締役協会が上場企業のコーポレート・ガバナンス調査を公表しました。

東証 1 部／東証プライムにおける

- ・社外取締役/独立社外取締役選任企業の比率
- ・社外取締役/独立社外取締役のべ人数
- ・独立社外取締役 選任人数別企業数比率
- ・取締役会に占める独立社外取締役の比率
- ・委員会設置状況
- ・組織形態

が公表されています。

[https://www.jacd.jp/news/opinion/cgreport.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.jacd.jp/news/opinion/cgreport.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

【サステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) 】

経済産業省が、「伊藤レポート 3.0 (SX 版伊藤レポート)」と「価値協創ガイダンス 2.0」を公表しました。

「伊藤レポート 3.0」の主なポイントは次のとおりです。

- ・SXの実践こそ、これからの日本企業の「稼ぎ方」の本流となる。
- ・企業が投資家等との建設的な対話を通じ、従来の企業活動の延長線上にはない非連続的な変革を加速することが重要。
- ・SXの実現のための具体的な取組は、
 - i. 社会のサステナビリティを踏まえた目指す姿の明確化
 - ii. 目指す姿に基づく長期価値創造を実現するための戦略の構築
 - iii. 長期価値創造を実効的に推進するためのKPI・ガバナンスと、実質的な対話を通じた更なる磨き上げ
- ・バリューチェーン全体（中堅・中小企業やスタートアップを含む）やインベストメントチェーン上の多様なプレイヤー（運用機関・アセットオーナー、証券アナリスト、ESG評価機関など）も含め、日本全体でSXを効果的に推進していくことが必要。

経済産業省HPによれば、「SXとは、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを「同期化」させていくこと、及びそのために必要な経営・事業変革（トランスフォーメーション）を指します。「同期化」とは、社会の持続可能性に資する長期的な価値提供を行うことを通じて、社会の持続可能性の向上を図るとともに、自社の長期的かつ持続的に成長原資を生み出す力（稼ぐ力）の向上と更なる価値創出へとつなげていくことを意味しています。」とのこと。

[https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004.html?z_c_id=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004.html?z_c_id=${CONTACTID}$)

◆知的財産◆

【知的財産専用ページ】

当事務所HPに知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?z_c_id=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?z_c_id=${CONTACTID}$)

◆広告・販売規制◆

【優良誤認表示・措置命令】

メロンの果汁を2%程度しか用いていないにもかかわらず、「厳選マスクメロン」、「Tropicana® REAL FRUIT EXPERIENCE まるごと果実感」、「100% MELON TASTE」等と表示していた事案に対し、措置命令がなされました。

対象となった会社はHPにお詫びを掲載し、再発防止策を実施することになりました。

【優良誤認表示・措置命令】

「新型コロナウイルス“第6波”に警戒を <感染> と <重症化> どちらも予防したい…お客さまの声に
えて『ビタミンD+亜鉛』 2021年11月1日（月）新発売」等と、商品を摂取することにより、
新型コロナウイルスの感染予防及び重症化予防の効果を得られるかのように示す表示をしていた事案に
対し、措置命令がなされました。

対象となった会社はHPにお詫びを掲載し、再発防止策を実施することになりました。

◆公正取引◆

【下請代金の減額の禁止】

A社が商品の製造をB社ら46社に委託し、代金を支払う際、下請代金の額から商品案内用の「写真代」を差し引いていた事案について、公正取引委員会が下請法4条1項3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断しました。

その結果、A社はB社ら46社に対し、合計3628万0847円を支払うことになりました。

今クールは公正取引委員会の活躍をテーマにしたドラマも放映されていますね。毎回冒頭に独禁法等に関する簡単でわかりやすいレクチャーをしてくれています。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID})

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID})

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

<代替表現のご提案>

+2万7500円(税込み)

<継続的なご依頼>

月額5万5000円(税込み)で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円(税込み)でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID})

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID})

【3】セミナー案内

11月と12月にSGDs対応連続セミナーを計画しています(11月:弁護士 伊山正和、12月:弁護士 野崎隆史)。労務、コーポレートガバナンス・コード、人権デュー・デリジェンスの観点からお伝えさせていただきます。

詳細は決まり次第ご連絡します。

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.13 を発行しました。

- 知的財産トラブル入門（弁護士・弁理士 拾井美香 ほか）
- 新メンバーのご紹介（弁護士 小山田桃々子、弁護士 吉田遼太）

[https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=${CONTACTID})

【編集後記】

2022年9月号、いかがでしたでしょうか？

阪神タイガースは、驚異的なチーム防御率で何とか3位を死守していただきましょう。

引退を表明された糸井嘉男選手、お疲れ様でした。京都府立宮津高校の誇りです。

それにしてもヤクルトスワローズの村上宗隆選手、本当にすごいですね。

阪神戦でもホームランを期待してしまっている自分がいます。61発に期待！

F1は、第14戦ベルギーGP、第15戦オランダGP、第16戦イタリアGPが開催され、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）が3連勝を飾りました。ベルギーGPでは14番グリッドからの優勝、オランダGPではポール・トゥ・ウィン、イタリアGPでは7番グリッドからの優勝と、どんな状況でも勝てる状況です。ゾーンに入っていますね。

ワールドチャンピオン連覇まで王手と言っても良い状況です。10月9日の日本GPで決まるかもしれません。鈴鹿サーキットに行きたいです！

オーディオブックでは、8月24日に亡くなられた稲盛和夫氏の語録を聞いて自分の思考と行いを振り返っています。今回は、二宮尊徳氏の「至誠の感ずるところ、天地もこれが為に動く」という言葉を刻みました。

もう一つ、司馬遼太郎氏の「真説宮本武蔵」で、剣士の能力の一つである「見切り」についての説明がありました。

普通の高さであれば簡単に通れる幅の狭い道でも、それが100メートルの高さの絶壁にあればどうでしょうか？かなり厳しいと思います。

しかし、どちらも同じ幅の道なので、通れないのは恐怖心や不安に惑わされているからです。その恐怖心や不安に惑わされないようにするのが兵法の訓練で、これなら勝てるという判断の範囲が「見切り」と言い、この見切りの術が宮本武蔵の兵法の特徴だということでした。

私も武道を嗜んでいたので、この感覚が腹落ちしました。

弁護士としての感覚もこれに近いですね。事件の見通しを正しく立てられれば恐怖心や不安に惑わされず、最善を尽くすことができるはずです。

宮本武蔵の領域に辿り着けるべく、同じ士として精進します。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com